

第3章 指揮命令系統の確立及び役割分担

県医療救護計画に基づいて、福祉保健所に県医療支部を設置します。

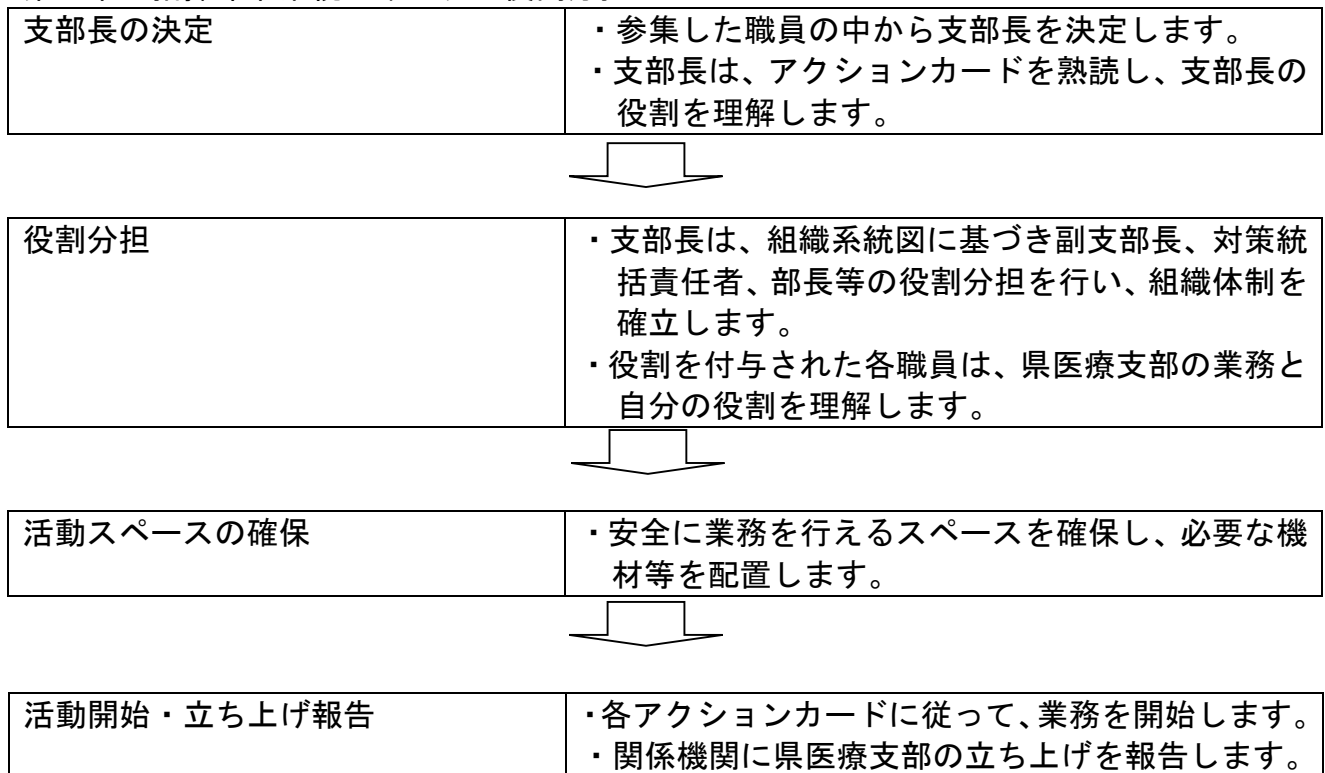
地震発生直後に、福祉保健所に参集した職員は、建物等の安全性が確認された後、まず、県医療支部として活動できる組織体制と環境を整えます。

- 1 参集した職員の中から支部長を決めます。
- 2 支部長は、組織系統図に基づき副支部長、対策統括責任者、部長等の役割分担を行い、組織体制を確立します。
- 3 役割を付与された各職員は、県医療支部の業務と自分の役割を理解します。
- 4 安全に業務を行えるスペースを確保し、必要な機材等を配置します。
- 5 各アクションカードに従って、業務を開始します。

* 本マニュアルは10名程度で活動を開始し、30名程度で県医療支部の活動を継続していけるように作成しています。
参集人数及び業務量によって、兼務又は複数配置等を柔軟に行っていくことで対処します。
なお、時間の進行に伴い業務は増大し、また、交代要員も必要になるため、増員が必要です。

県医療支部の組織づくり（フロー図）

第3章 指揮命令系統の確立及び役割分担



県医療支部アクションカード【支部長】

- 1 支部長であることがわかるようにビブス(又は名札等)をつける。
- 2 県医療支部の立ち上げ
【県医療支部の立ち上げ手順】を参照し、県医療支部を立ち上げる。
- 3 活動開始
 - ◇ 1 総務部長に職員の安否確認等を行うよう指示する。
 - 参集職員の所属・職・氏名及び所属職員の安否の把握
 - 職員の活動時間の記録及び管理
 - 必要に応じて職員の家族等の安否確認等
 - ライフラインの点検・復旧、維持管理
 - ◇ 2 計画情報部長に県医療支部の立ち上げを関係機関に報告するよう指示する。
 - 高知県災害医療対策本部（以下「県医療本部」という。）
 - 高知県災害対策中央東支部（以下「県災害対策支部」という。）
 - 災害拠点病院（JA高知病院）
 - 管内各市町村災害対策本部
- 4 組織の確立・運営
 - ◇ 1 参集した人員の能力等を考慮した役割分担等を行い、状況に応じて柔軟に組織体制の改編を行う。
 - ◇ 2 支部長としての適任者又は順位が上位の者が参集してきたときは、引継ぎを行い支部長を交代する。
 - ◇ 3 支部員の安全及び健康管理を行う。
- 5 関係機関からの要請等に対する支援の実施
 - ◇ 1 管内の市町村災害対策本部及び拠点病院等からの要請に対して、支援策を立案し実行する。
 - ◇ 2 状況に応じて、積極的な情報収集及び市町村等支援を行うためのチームを編成し派遣する。
 - ◇ 3 高知県災害医療対策本部会議が開催されるか、又は関係機関から支部会議開催要請があれば調整を行い支部会議を開催する。

【県医療支部の立ち上げ手順】

□1 県医療支部の指揮命令系統の確立

- ◇1 参集した職員の資格及び経験等を考慮して役割分担を行い、「高知県災害医療対策中央東支部組織系統図」の担当場所に氏名を記載した付箋をはる。
- ◇2 配置の優先順位は、組織系統図の番号のとおりとし、人員が少ない場合でも支部長、副支部長、対策統括責任者、各部長、各班長、リエゾンは決める。（兼務可）
- ◇3 災害医療コーディネーターは、支部に参集してくるまでは対策統括責任者が兼務する。
- ◇4 災害薬事コーディネーターは、支部に参集してくるまでは計画情報部長が兼務する。
- ◇5 支部員に県医療支部アクションカード【県医療支部の業務】を配付し、業務の内容を理解させる。
- ◇6 副支部長、対策統括責任者、各部長に必要なアクションカードを配付する。
（各部長には部内のアクションカード一式を配付）

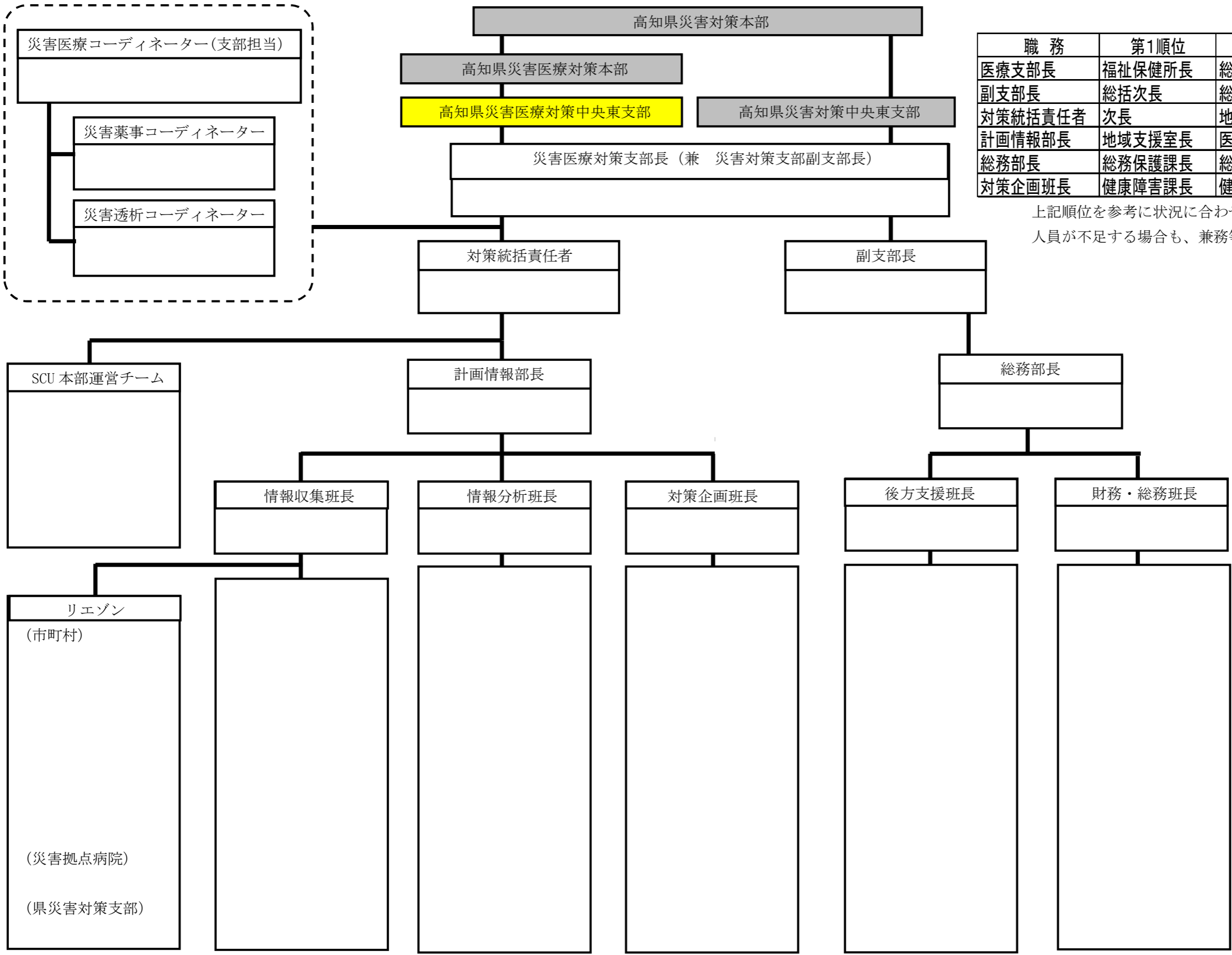
□2 支部員への基本的事項の周知

- ◇1 活動の際はビブス（又は名札等）をつけ、担当業務が分かるようにすること
- ◇2 活動はアクションカードにより行い、活動終了後はアクションカードを返却すること
- ◇3 活動の場所には、原則として避難住民等を受け入れしないこと
- ◇4 他所属職員等、初対面の場合でも互いに信頼し助け合うこと
- ◇5 心身のセルフケアについて十分留意すること
- ◇6 情報を収集したときは、書面（記録様式）にして報告すること

□3 活動スペースの確保

- ◇1 県医療支部の活動スペースの確保を指示する。
- ◇2 【各班及び掲示物の配置例】を参考に必要な機材等を配置する。
- ◇3 掲示物は、【主な掲示物一覧】を参考に情報等のカテゴリー別に掲示する。

高知県災害医療対策中央東支部組織系統図 (県医療支部)



職務	第1順位	第2順位	第3順位
医療支部長	福祉保健所長	総括次長	次長
副支部長	総括次長	総務保護課長	地域支援室長
対策統括責任者	次長	地域支援室長	健康障害課長
計画情報部長	地域支援室長	医事環境チーフ	地域支援チーフ
総務部長	総務保護課長	総務チーフ	食品保健チーフ
対策企画班長	健康障害課長	健康増進チーフ	障害保健チーフ

上記順位を参考に状況に合わせて配置する。
人員が不足する場合も、兼務等により班長までは配置する。

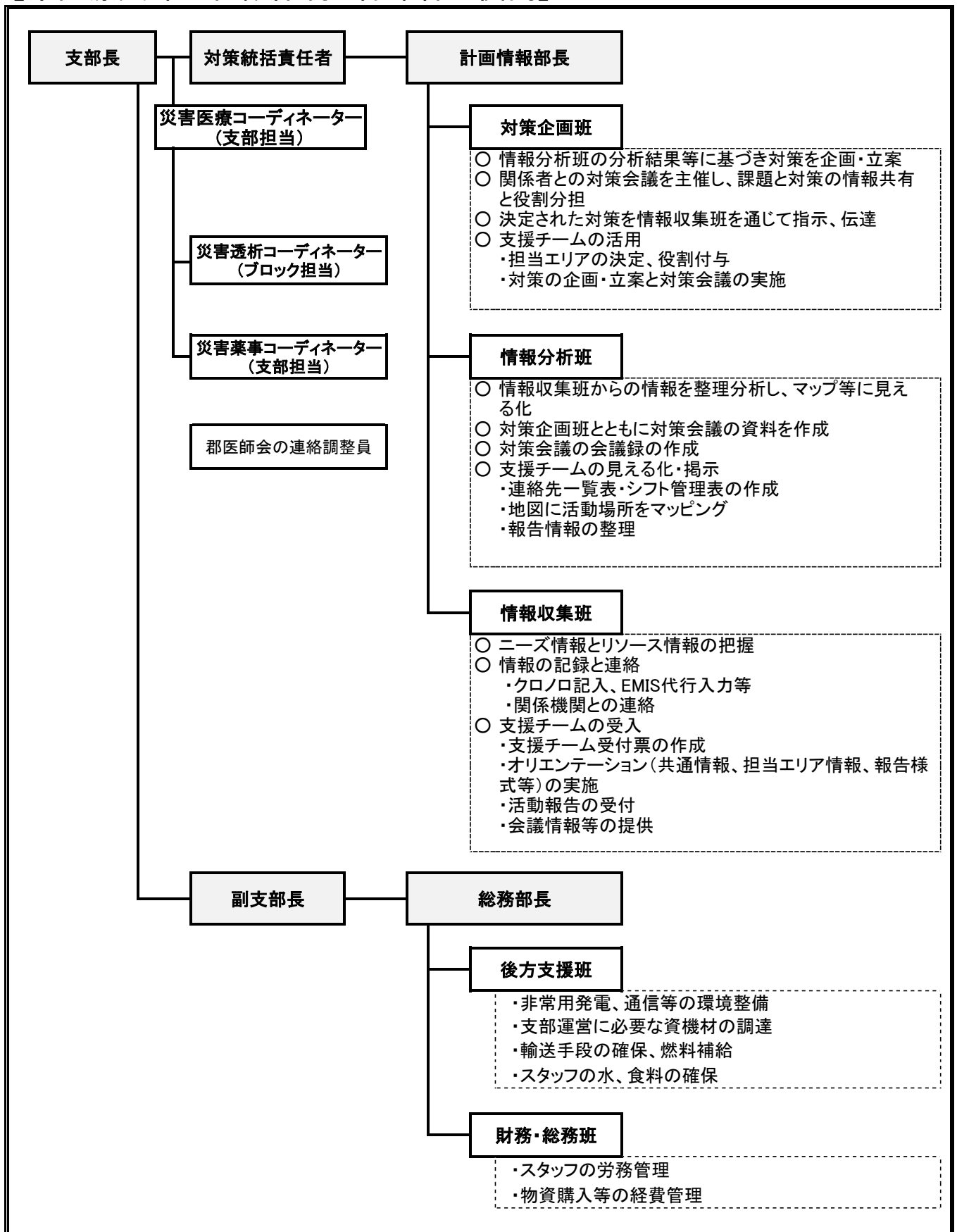
県医療支部アクションカード【県医療支部の業務】

- 1 基本的事項の確認
 - ◇ 1 活動の際はビブス（又は名札等）をつけ、担当業務が分かるようにすること
 - ◇ 2 活動はアクションカードにより行い、活動終了後はアクションカードを返却すること
 - ◇ 3 活動場所には、原則として避難住民等を受け入れしないこと
 - ◇ 4 他所属職員等、初対面の場合でも互いに信頼し助け合うこと
 - ◇ 5 心身のセルフケアについて十分留意すること
 - ◇ 6 情報を収集したときは、書面（記録様式）にして報告すること

- 2 活動スペースの確保
 - ◇ 1 【各班及び掲示物の配置例】を参考に県医療支部の活動スペースを確保し、必要な機材等を配置する。
 - ◇ 2 掲示物は、【主な掲示物一覧】を参考に、情報等のカテゴリ一別に掲示する。

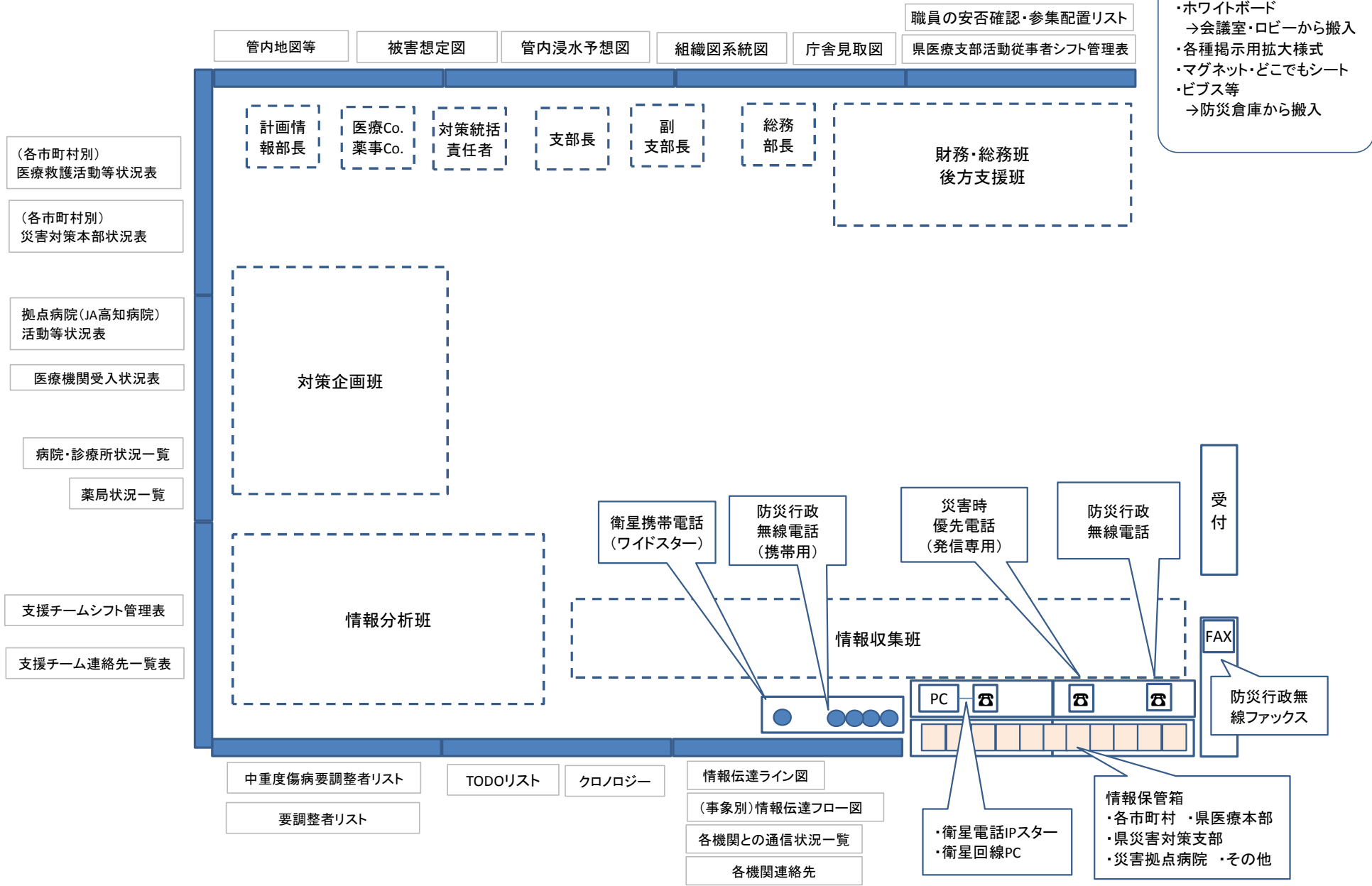
- 3 県医療支部の業務
関係機関と情報伝達を行い、次の各種要請を調整して応諾する。
 - (1) 医療従事者の派遣 (2) 医薬品等物資の供給
 - (3) 重症患者等の受入れ (4) 患者等の搬送
 - ◇ 1 県医療本部との情報伝達等
 - (1) 県医療本部への県医療支部の活動状況・管内情報の報告
 - (2) 県医療本部からの各種情報の収集
 - (3) 県医療本部への各種要請
 - (4) 県医療本部からの要請への対応
 - ◇ 2 市町村災害対策本部との情報伝達等
 - (1) 市町村災害対策本部からの医療救護活動情報の収集
 - (2) 市町村災害対策本部への県内の医療救護活動の状況、医薬品等物資の県内の在庫状況、県外からの支援等の情報等の伝達
 - (3) 市町村災害対策本部からの各種要請への対応
 - ◇ 3 拠点病院（JA高知病院）との情報伝達等
 - (1) 拠点病院からの医療機能情報等の収集
 - (2) 拠点病院への重症患者等の受入要請
 - (3) 拠点病院からの各種要請への対応
 - ◇ 4 県災害対策支部との情報伝達等
 - (1) 県災害対策支部からの地域情報の収集
 - (2) 県災害対策支部への地域医療機能情報の伝達
 - ◇ 5 その他の業務
 - (1) 高知県SCU本部の設置・運営
 - (2) 市町村災害対策本部からの依頼による避難所医療ニーズ調査の支援
 - (3) 二次医薬品集積所の運営

【県医療支部の組織体制と各部署の役割】



【各班及び掲示物の配置例】

下図を参考に、新館1階西(健康障害課)に、県医療支部の活動スペースを確保する。



(参考)
 ・ホワイトボード
 →会議室・ロビーから搬入
 ・各種掲示用拡大様式
 ・マグネット・どこでもシート
 ・ビブス等
 →防災倉庫から搬入

3-8

【主な掲示物一覧】

- 1 県医療支部の体制及び役割分担等の基本的な情報
 - ◇ 1 高知県災害医療対策中央東支部組織系統図
 - ◇ 2 職員の安否確認・参集配置リスト
 - ◇ 3 県医療支部活動従事者シフト管理表
 - ◇ 4 庁舎見取図 ※安全確認結果・ライフライン点検結果等表示用

- 2 地図等
 - ◇ 1 南海トラフ巨大地震の被害想定
 - ◇ 2 津波浸水想定図
 - ◇ 3 管内道路地図

- 3 病院等の発災前の情報
 - ◇ 1 (市町村別) 病院・診療所状況一覧表
 - ◇ 2 (市町村別) 薬局状況一覧表

- 4 情報収集のための資料
 - ◇ 1 大規模災害時の情報伝達ライン図
 - ◇ 2 (事象別) 情報伝達フロー図
 - ◇ 3 各機関との通信状況一覧表
 - ◇ 4 広域的な災害拠点病院連絡先
 - ◇ 5 (市町村別) 救護病院・医療救護所連絡先

- 5 収集した情報
 - ◇ 1 時系列行動記録表 (クロノロジー)
 - ◇ 2 TODOリスト
 - ◇ 3 中重度傷病要調整者リスト
 - ◇ 4 要調整者リスト
 - ◇ 5 医療機関受入調整状況
 - ◇ 6 (市町村別) 医療救護活動等状況表 各種
 - ◇ 7 (市町村別) 災害対策本部状況表 各種
 - ◇ 8 拠点病院 (JA高知病院) 活動状況表 各種
 - ◇ 9 支援チーム・シフト管理表
 - ◇ 10 支援チーム連絡先一覧表

県医療支部アクションカード【副支部長】

- 1 副支部長であることがわかるようにビブス(又は名札等)をつける。

- 2 支部長の補佐
 - ◇1 支部長の業務を補佐し、情報等を共有する。
 - ◇2 支部長が業務を執行できなくなったときは、支部長の代理となる。
 - ◇3 支部長の休養時間中は支部長代理として活動する必要があるため、自らの休養時間を調整する。

- 3 支部の運営
 - ◇1 施設の鍵の管理
 - ◇2 支部内の調整
 - 職員の休養及び交代の際に、関係する部長等と協議
 - 複数の部に関する事案についての協議のため部長会議等の開催

- 4 広報、マスコミ等の窓口対応
 - ◇1 マスコミ等への情報提供等
 - ◇2 必要な広報

県医療支部アクションカード【対策統括責任者】

- 1 対策統括責任者であることがわかるようにビブス(又は名札等)をつける。

- 2 計画情報部が企画・立案した対策に基づく対策の決定
 - ◇ 1 市町村災害対策本部及び拠点病院等の要請等に対して支援策を決定
 - ◇ 2 外部支援チームの受入調整
 - ◇ 3 SCU本部の運営や市町村等への派遣チーム(リエゾン)の編成指示
 - ◇ 4 その他医療救護に関する対策の立案
 - ◇ 5 必要に応じ、災害医療コーディネーターや関係団体の意見を聞き、支援策を決定
 - ◇ 6 郡市医師会の連絡調整員と情報共有を行うとともに、災害亜急性期以降は、郡市医師会と連携し、災害医療から地域医療へ円滑に移行するために全体調整
 - ◇ 7 支部長の意思決定が必要と判断した場合は、意見を具申

- 3 支部内の調整
 - ◇ 1 派遣チームの編成の際に、関係する部長等と協議
 - ◇ 2 外部支援チーム等の受入調整
 - ◇ 3 医療救護に関する対策の立案

- 4 関係機関への報告及び情報伝達
 - ◇ 1 関係機関からの問い合わせに対して、関係する部等に報告書の作成を指示
 - ◇ 2 関係機関に必要な情報を伝達するよう指示